佐賀県告示第 294 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）第 14 条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の２の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和８年 11 月６日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

名称	所在地	廃止年月日
坂井歯科医院	佐賀市末広一丁目 10－２	令和６年８月１日